

税を支える みんなのくらし

納期内納税にご協力ください

■市税の収納状況

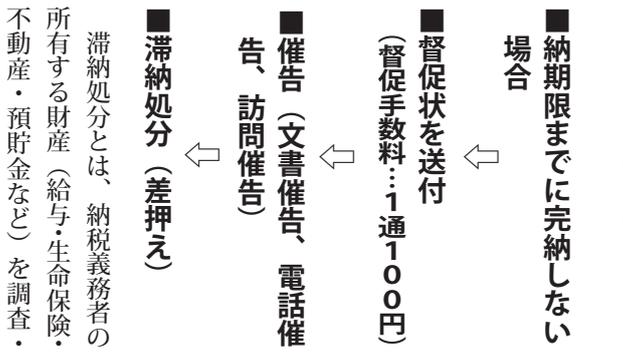
平成25年度の市税の調定額(収入予定額)は、73億9344万円です。収入済額は71億9312万円です。徴収率は、97.3%で、昨年度と比較すると0.7%増加しています。

■納税について

納税は、市民の皆さんに役立つ活動や助け合いの活動に使用

税目別	調定額	収入済額	徴収率
市民税	35億4,049万円	34億3,992万円	97.2%
固定資産税	30億6,339万円	29億7,577万円	97.1%
軽自動車税	9,486万円	9,038万円	95.3%
たばこ税	3億4,545万円	3億4,545万円	100.0%
都市計画税	3億4,925万円	3億4,160万円	97.8%
計	73億9,344万円	71億9,312万円	97.3%

※固定資産税には国有資産等所在市町村交付金を含む。
※徴収率=収入済額÷調定額



滞納処分とは、納税義務者の所有する財産(給与・生命保険・不動産・預貯金など)を調査・把握し、差押えをして税に充てることです。

滞納処分(差押え) 滞納処分とは、納税義務者の所有する財産(給与・生命保険・不動産・預貯金など)を調査・把握し、差押えをして税に充てることです。

滞納処分(差押え) 滞納処分とは、納税義務者の所有する財産(給与・生命保険・不動産・預貯金など)を調査・把握し、差押えをして税に充てることです。

市税などの納付は 確実な口座振替で!

■口座振替の特徴

○納期限内に自動で振替されるので安心・確実です。

○その都度、市役所・金融機関へ納付に行く必要がありません。

○一度申し込まれると、翌年度も継続して口座から振替されます。

■口座振替の申し込み方法

次のものをご持参の上、口座把握し、差押えをして税に充てることです。

○納期限までに完納しないときは、納期限後20日以内に督促状が送付されます。また、督促状を発送した日から起算して、10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納者の財産を差押しなければならぬと地方税法で定められています。

■取扱金融機関

筑波銀行・常陽銀行・みずほ銀行・三井住友銀行・茨城県信用組合・水戸信用金庫・東日本銀行・結城信用金庫・ゆうちょ銀行・茨城みなみ農業協同組合(支店のみ)

■口座振替の注意点

○お申し込みは、各納期限の1カ月前(ただし、ゆうちょ銀行は2カ月前)までに行ってください。

■納税相談のご案内

事情により市税の納期限内での納付が困難な場合や、納付方法などについてのご相談は、お早めに収納課までご連絡ください。

項目	件数
給与・年金など 給与・預金など	323
税還付金	111
不動産	38
合計	472

場合は、収納課から該当する納付書を送付しますので、金融機関窓口で納付してください。納付書送付後も納付が無かった場合は、督促状が発送されることとなりますので、各口座振替日の前日までに預金残高の確認をお願いします。

○残高不足により1年間、口座振替できなかった場合、職権で停止する場合があります。

○納期限後の再引き落としはできません。

○領収については、預金通帳への記帳でご確認ください。(領収書は発行されません)

●次の各種料金についても口座振替ができます。

- ・介護保険料(普通徴収分)
- ・後期高齢者医療保険料(普通徴収分)
- ・保育料
- ・児童クラブ負担金
- ・市営住宅使用料
- ・分譲住宅地代
- ・上下水道料金
- ・下水道受益者負担金(取手地方広域下水道組合を除く)
- ・農業集落排水処理施設事業分担金

※問い合わせは、各担当課へお願いします。

問 伊奈庁舎収納課 ☎58
2111 (内線1144)